

尾道市因瀬クリーンセンターの運転（焼却）再開について

令和6年5月13日

令和5年12月25日から運転を停止していました尾道市因瀬クリーンセンターについて、2号炉の修繕工事が完了し、排出ガス中のダイオキシン類濃度が基準値を下回っていることが確認できましたので、本日5月13日から運転を再開します。

市民の皆様には、長期にわたり多大なご心配をおかけいたしました。引き続き、施設の適正管理に努めます。

1. 施設の概要

施設名	尾道市因瀬クリーンセンター
所在地	尾道市因島重井町 5292-2
敷地面積	5,700 m ²
焼却能力	1日当たり 50 トン (25 トン×2 炉)

2. ダイオキシン類検出の概要

測定結果	0.0072 ng-TEQ/m ³ N (令和5年11月は 39 ng-TEQ/m ³ N)
測定日	令和6年4月10日
排出基準	10 ng-TEQ/m ³ N
根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3. 尾道市の対応

測定結果を受けて、5月13日から2号炉の運転を再開します。

引き続き、1号炉の運転再開に向けて修繕工事を行います。

担当：尾道市市民生活部南部清掃事務所処
理係

電話：0845-24-0432